

納税者を守るための 相続税の書面添付制度の適切な活用法

～税理士の信頼性を高めるために～

平成28年

9月13日 火

13:30-16:30 (受付開始 13:00)

受講料: **25,000円** (資料代・税込み)
※各会員割引あり裏面をご参照ください。

会場: **TAP高田馬場**

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

定員
60名様
限定



講師

西山裕志税理士事務所
代表税理士

西山 裕志 氏

1955年川崎市生まれ。

中央大学商学部卒業後、1981年11月税理士登録、

1984年1月行政書士登録。

2009年4月～2013年3月 東京地方税理士会常務理事業務対策部長として、東京国税局との書面添付協議会等に出席。支部研修会等を通して、税理士への書面添付制度の普及に努める。

現在相続税の申告を含む多くの相続・贈与対策及び相談にのり、相続税及び相続税書面添付制度に関するセミナーを行っている。

お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

ごあんない

「書面添付制度を活用しましょうよ」と言うところから「面倒である」、「責任が重い」、「費用がもらえない」という回答が返ってくる。ところが、法人税申告にしる、相続税申告にしる、規模の大きい事務所は積極的に書面添付制度を活用し、その結果、税務調査が加速度的に激減するなど、その効果を享受している。法人の経営者と違い、相続人にとって相続税の税務調査など滅多に経験するものではない。「税務調査」という言葉を聞くだけで、「何かよく分からないけど怖い」という印象を持つ方が多いようだ。なぜ、相続人の不安を解消し、税理士としての信頼を高めるための書面添付制度の活用を積極的にしないのか？この講義を聴いて、その日から実行できる添付書面の作成の要領についてお話します。

講座内容

- 【1】 相続税の書面添付割合、意見聴取割合、調査省略割合の状況
- 【2】 超富裕層に対する国税局の管理・監査体制
- 【3】 国税局の書面添付制度に対する考え方・方針
- 【4】 税務調査にならない相続税添付書面の作成の仕方
- 【5】 書面添付に係るチェックシートの利用の仕方
- 【6】 相続税の税務調査があった場合の対処の仕方・準備

